

「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」の結果に基づく  
勧告に対する改善措置状況（回答）等の概要（ポイント）

【勧告先】 全府省（17 府省）  
【勧告日】 平成 22 年 7 月 13 日 【回答日】 平成 23 年 1 月 5 日～2 月 1 日

1 調査概要

平成 21 年 3 月に総務省が行った「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」の勧告のフォローアップ（当初平成 22 年 9 月に予定）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒して行うとともに、各府省における不適正な会計経理の防止対策の実施状況を追加調査

調査結果に基づき、下記 2 ①、②等について勧告

この勧告に対し、各府省(17 府省)がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況等

① 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進

勧告事項

平成 22 年 5 月末時点で、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものが 41 事項あり、改善を促進することが必要（14 府省）

回答

改善があまり進んでいないとみられた 41 事項（14 府省）のうち 40 事項（14 府省）については、一定の改善措置（平成 22 年度中に改善措置予定等を含む。）が採られたところ。1 事項（1 府省）については、引き続き改善措置を検討中

② 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進

勧告事項

1 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと。また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」との政府方針を踏まえた取組を徹底（全府省（17 府省））

2 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、不適正な会計経理防止対策を講ずることにより一定の効果を上げている実例にかんがみ、必要な対策を実施（2 府省）

3 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査（会計監査）を強化（8 府省）

回答

1 各府省は、①年度末における予算の適正な執行について会議、研修等により職員に周知・徹底しその意識改革を図るとともに、②年度末の予算執行状況を重点事項とした会計監査の実施、③予算執行計画の進捗状況の月ごと又は四半期ごとの把握・管理等の取組を実施

2 2 府省は、新たに、①納品書等の徴収と 5 年間保存の義務付け、②契約（納品）業者の帳簿との突合等の対策を実施

3 8 府省のうち 7 府省は、不適正な会計経理の問題を重点的に監査することを監査計画等に明確に定めるとともに、①納品書等の徴収と保存の義務付け、②契約（納品）業者の帳簿との突合等の監査手法の充実を図ったところ。1 府省は、速やかに監査計画に不適正な会計経理の問題を重点監査項目として定め、監査手法の充実を図る予定

③ 国の行政機関の会計経理等に関する通報案件の関係府省における事実確認結果

通報のあった 3 件について、関係府省に事実確認を依頼した結果、2 件はそのような事実は無かった、1 件は一部翌年度納入があり再発防止のため必要な措置を講じたとの回答があった。

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

## 国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（回答）等の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成22年4月～同年7月
- 2 調査対象機関 全府省（17府省）

【勧告日及び勧告先】 平成22年7月13日 全府省（17府省）に対し勧告

### 【回答年月日】

内閣府	平成23年1月17日	宮内庁	平成23年1月12日	公正取引委員会	平成23年1月11日
国家公安委員会(警察庁)	平成23年1月11日	金融庁	平成23年1月18日	消費者庁	平成23年1月11日
総務省	平成23年1月12日	法務省	平成23年2月1日	外務省	平成23年1月18日
財務省	平成23年1月12日	文部科学省	平成23年1月19日	厚生労働省	平成23年1月13日
農林水産省	平成23年1月14日	経済産業省	平成23年1月20日	国土交通省	平成23年1月18日
環境省	平成23年1月14日	防衛省	平成23年1月5日		

### 【調査の背景事情】

- 総務省では、国家公務員や行政に対する信頼を確保する観点から、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を行い、平成21年3月に、全府省に対し、倫理の保持、セクハラ防止、内部通報窓口の整備等について、改善を勧告
- その後、各府省においては、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ相談員の適切な配置等の改善を図ってきたところであるが、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘あり
- 本調査は、このような状況を踏まえ、上記勧告のフォローアップ（当初平成22年9月に予定）を6月に前倒しして行うとともに、各府省における不適正な会計経理の防止対策の実施状況を追加調査

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>I 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進</b> (勧告要旨)</p> <p>平成22年5月末時点で、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」の結果に基づき改善を指摘(平成21年3月)した288事項中247事項(86%)については一定の改善措置が採られたが、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものが16府省中14府省で41事項(14%)みられたことから、関係府省は改善を促進する必要がある。 (14府省)</p> <p>(説明) 《改善があまり進んでいない状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国家公務員倫理法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修方法等の見直し不十分(3府省)</li> <li>・ 贈与等報告書の閲覧場所等のホームページ掲載を検討中(1府省)</li> <li>・ 通報手段等の規程への明確化を検討中等(4府省)</li> </ul> </li> <li>○セクハラ防止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤職員への研修等検討中(1府省)</li> <li>・ 監督者の範囲を検討中等(2府省)</li> <li>・ 効果的な研修等の実施を検討中(2府省)</li> <li>・ 相談事案の把握・分析、有効活用を検討中(3府省)</li> </ul> </li> <li>○内部通報制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約先の労働者等に対する周知方法を検討中(2府省)</li> </ul> </li> <li>○非違行為対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡手順等の規程整備を検討中等(4府省)</li> <li>・ 矯正措置の量定基準の策定を検討中(11府省)</li> </ul> </li> <li>○法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価と見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証・評価方法等を検討中(8府省)</li> </ul> </li> </ul>	<p>改善があまり進んでいないとみられた41事項(14府省)のうち40事項(14府省)については、一定の改善措置(平成22年度中に改善措置予定等を含む。)が採られた。1事項(1府省)については、引き続き改善措置を検討中としている。</p> <p>(改善措置の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員倫理法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修方法等の見直し不十分とみられた3府省は、研修時にセルフチェックシート等により、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握し、その結果を今後の研修方法等の見直しに反映</li> <li>・ 贈与等報告書の閲覧場所等のホームページ掲載を検討中としていた1府省は、当該閲覧場所等をホームページに掲載</li> <li>・ 通報手段等の規程への明確化を検討中等としていた4府省のうち、3府省は関係規程を改正(うち1府省は改正予定)、1府省は倫理専用通報窓口の整備と併せて関係規程の整備を引き続き検討中</li> </ul> </li> <li>○ セクハラ防止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤職員への研修等を検討中としていた1府省は、セクハラに関するパンフレットを配布</li> <li>・ 監督者の範囲を検討中等としていた2府省のうち、1府省は関係規程を改正し当該措置を実施、1府省は平成22年度中に監督者の範囲を明確化する予定</li> <li>・ 効果的な研修等の実施を検討中としていた2府省のうち、1府省は全職員に年1回のセクハラ研修の受講を必須とするとともに、研修時に意識調査を実施、1府省は平成23年1月下旬の研修時に意識調査等を行い、研修の見直しを予定</li> <li>・ 相談事案の把握・分析、有効活用を検討中としていた3府省のうち、2府省は相談事案の官房人事課(秘書課)への定期的な報告を指示・徹底、1府省は平成22年度中に同様の措置を指示予定</li> </ul> </li> <li>○ 内部通報制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約先の労働者等に対する周知方法を検討中としていた2府省は、ホームページ等により内部通報窓口を周知</li> </ul> </li> <li>○ 非違行為対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡手順等の規程整備を検討中等としていた4府省のうち、3府省は関係規程を整備し当該措置を実施、1府省は平成22年度中に措置予定</li> </ul> </li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>II 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進</b></p> <p><b>1 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施</b></p> <p><b>ア 国の行政機関が自ら執行する経費</b></p> <p>(勧告要旨)</p> <p>① 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと。また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと。」との政府方針を踏まえた取組を徹底すること。(全府省(17府省))</p> <p>② 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、不適正な会計経理防止対策を講ずることにより一定の効果を上げている事例にかんがみ、必要な対策を講ずること。(宮内庁、金融庁)</p> <p>(説明)</p> <p>《調査結果》</p> <p>平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況</p> <p>○ 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、15府省では、何らかの対策を講じ一定の効果を上げているが、2府省(宮内庁、金融庁)では、近年特に指摘がなかったこともあり、会議等での周知以外に特段の対策を未実施</p> <p>○ 予算使い切りの慣習を是正するとの政府の方針(注)について、不適正な会計経理防止対策の中に、当該方針を踏まえた方策を盛り込んでいる府省は一部で、今後更にその取組を徹底していく余地</p> <p>(注) 予算の使い切りの慣習を是正するため、平成22年2月の副大臣会議及び同年3月の閣僚懇談会において、内閣府特命担当大臣(行政刷新)等から、各省大臣等に対して予算の適正な執行に係る周</p>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正措置の量定基準の策定を検討中としていた11府省のうち、2府省は当該基準を策定、3府省は過去の事例を基に量定の参考資料を作成(うち1府省は平成22年度中に作成予定)、6府省は過去の事例等を調査し、引き続き基準策定に取組</li> <li>○ 法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価と見直し</li> <li>・ 検証・評価方法等を検討中としていた8府省は、法令等遵守に係る職員の意識調査とその結果の研修等への反映、省内各部署のコンプライアンス担当者ネットワークでの検討、監察時の重点チェック等を実施</li> </ul> <p>① 各府省は、i) 年度末における予算の適正な執行について会議、研修等により職員に周知・徹底しその意識改革を図るとともに、ii) 年度末の予算執行状況を重点事項とした会計監査の実施、iii) 予算執行計画の進捗状況の月ごと又は四半期ごとの把握・管理等の取組を行った。</p> <p>(改善措置の概要)</p> <p>&lt;金融庁&gt;</p> <p>会計担当職員等を対象とした研修(平成22年8月19日開催)において、「不要不急の物品購入等を行わないこと、また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」について周知し、政府方針を踏まえた取組の徹底を図った。</p> <p>また、会計監査マニュアルを平成22年9月24日に改正して、年度末における計画性のない調達(不要不急な物品の購入等)がないか監査を実施することとした。</p> <p>さらに、「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)を踏まえ、金融庁予算監視・効率化チームにおいて、平成22年4月26日に「平成22年度金融庁予算執行計画」を策定し、年度末の事務経費の駆け込み執行等を防止する観点から、同計画に基づき、進捗状況を月次で把握・管理している。</p> <p>&lt;文部科学省&gt;</p> <p>本省内部部局及び施設等機関等に対し、「年度末における予算の適正な執行に係る取組の徹底について」(平成22年7月21日付け22文科会第</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>知・徹底を要請</p>	<p>247号大臣官房会計課長通知)により、「不要不急の物品購入等を行わないこと、また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」との政府方針を踏まえた取組を徹底するよう通知するとともに、平成21年度会計監査報告書説明会(平成22年10月13日開催)において、上記通知を踏まえ、政府方針の取組を徹底するよう改めて周知した。</p> <p>また、「平成22年度文部科学省会計監査重点項目」(平成22年4月1日付け大臣官房会計課長決定)を平成22年8月6日に改正し、年度末の駆け込み執行や不要不急の物品購入等を行っていないかを重点的に監査することとした。</p> <p>さらに、「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)を踏まえ、外部有識者が参画する予算監視・効率化チームにおいて、平成22年3月31日に「平成22年度文部科学省予算執行計画」を策定し、その進捗状況を四半期ごとに管理すること等により、年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除に努めている。</p> <p>&lt;防衛省&gt;</p> <p>勧告の趣旨を踏まえ、内部部局等に対し、「国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査の結果(勧告)について」(平成22年7月23日付け防官企第9442号防衛事務次官通達)を発出し、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、不要不急の物品購入等を行わないこと、また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないよう徹底した。</p> <p>また、地方防衛局等会計事務担当者会議(平成22年9月28日、29日開催)において、平成22年度の予算執行の方針を示すとともに、年度末における適正な予算執行等について周知・徹底した。</p> <p>会計監査においても、「平成22年度会計監査項目の重点について」(平成22年3月4日付け防経監第2283号防衛事務次官通達)により、年度末の予算執行状況を監査の重点項目と定め、計画外かつ不要不急の調達を行っていないか点検するなど、年度末の予算執行の適正性及び予算の使い切りという慣習の有無に重点を置いた会計監査を実施している。さらに、監査担当職員を対象とする平成22年度第1回会計監査連絡会議(平成22年8月23日開催)において、今回の勧告内容を周知するとともに、年度末の予算執行状況に係る監査の重要性について徹底を図った。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>② 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていなかった2府省（宮内庁、金融庁）は、新たに、i）納品書等の徴収と5年間保存の義務付け、ii）契約（納品）業者の帳簿との突合等の対策を講じた。</p> <p>&lt;宮内庁&gt;</p> <p>平成22年7月22日に庁内会計担当者会議を開催するとともに、「法令等遵守に係る不正経理防止対策について」（平成22年7月22日付け宮内主発第100号皇室経済主管通知）を発出し、物品等の納入に当たっては、納入業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等を5年間保存するよう義務付けた。</p> <p>同通知文書は、庁内電子掲示板「職員情報ボード」へ掲示し、広く職員への周知を図るとともに、地方支分部局及び施設等機関の会計担当者に対しては、口頭による説明も行った。</p> <p>&lt;金融庁&gt;</p> <p>契約業者の帳簿等との突合ができるよう、平成22年7月以降の物品調達から、業者に対して納品書提出を義務付けるとともに、当該納品書を5年間保存することとした。</p> <p>また、平成22年9月24日に、「平成22年度会計監査（一般監査）計画」を改正し、預け金等の不適正な会計処理が行われていないか監査を実施することとした。</p> <p>上記会計監査計画に基づき、平成22年度第1四半期分の契約事務に係る会計監査において、監査担当職員が以下の検証を行った。</p> <p>① 契約業者の協力に基づき、監査対象機関が保有する関係書類と契約業者の入金伝票等の帳簿を突合し、国からの支払が物品の納品に即して適切に行われているか確認した。</p> <p>② 物品の納品に立ち会い、監査対象機関が納品書の記載内容と納品物の照合を行っているか確認した。</p> <p>③ 印刷物が契約どおり納品されているか、現物を確認した。</p> <p>その結果、預け金等の不適正な会計処理は行われておらず、適正に処理されていることを確認した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>イ 補助金</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <p>① 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、ア②と同様の観点から、必要な対策を講ずること。(内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、環境省)</p> <p>② 不適正な会計経理の指摘があった補助金についてのみ再発防止対策を講じている府省は、他の補助金についても、内部監査(会計監査)の監査事項とするなど、必要な対策を講ずること。(総務省、厚生労働省)</p> <p><b>(説明)</b> <b>《調査結果》</b></p> <p>平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況</p> <p>○ 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、8府省(指摘のあった7府省及び特に指摘がなかった1府省)では何らかの対策を講じているが、近年特に指摘がなかった7府省(内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、環境省)では、特段の対策を未実施</p> <p>○ 指摘があった7府省のうち2府省(総務省、厚生労働省)では、指摘があった補助金のみの再発防止対策で、補助金における「預け金」等の不適正な会計経理を会計監査の重点とするなどの取組は未実施</p>	<p>① 補助金について特段の不適正な会計経理防止対策を講じていなかった7府省のうち5府省(内閣府、金融庁、外務省、財務省、環境省)は、</p> <p>i) 補助金に係る不適正な会計経理の問題を重点事項とした会計監査の実施、ii) 補助事業者等に対する、補助金の執行に係る納品書等の5年間保存の義務付け、iii) 補助金所管部局に対する、補助事業者等への指導・監督の徹底の指示等の対策を講じた。</p> <p>2府省(消費者庁、法務省)は、平成22年度内に不適正な会計経理の問題の重点的な会計監査等を行う予定としている。</p> <p>(改善措置の概要)</p> <p>&lt;内閣府&gt;</p> <p>平成22年度の「会計事務監査実施方針」(平成22年10月4日大臣官房会計課長決定)において、「不適正な会計経理」を監査の重点項目に定め、補助金について、交付決定、概算払、額の確定等の手続が適正に行われているか監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;金融庁&gt;</p> <p>平成22年度から、事務委託費に係る事業者との契約書において、事業者は、この契約に要した費用に係る納品書等を業務完了後5年間保存しなければならない旨及び金融庁は、必要に応じて、事業者の契約相手先について帳簿突合等を行うことができる旨を明記することとした。</p> <p>なお、契約期間終了後の平成23年6月の監査において、当該契約に基づき保存されている納品書等により、不適切な会計処理が行われていないか確認することとしている。</p> <p>&lt;財務省&gt;</p> <p>補助金に係る不適正な会計経理が生じないように、補助金担当部局に対して「補助金等に係る不適正な会計経理防止対策の推進について」(平成22年8月11日付け会第1724号大臣官房会計課長通知)を發出し、交付決定及び額の確定の審査の厳格化や補助事業者等に対する現地調査の実施について指示するとともに、補助事業者等に対して、不要不急の物品購入等を行わないこと、新たに納品書等の関係書類を5年間保存することなどについて周知徹底するよう通知した。</p> <p>上記通知を受け、各補助金担当部局では、補助事業者等へ「補助金等に係る不適正な会計経理防止対策の推進について」(平成22年8月12日付</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 1023 958 1091"><b>2 不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の強化（勧告要旨）</b></p> <div data-bbox="136 1098 1095 1326" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="147 1102 1084 1321">○ 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査（会計監査）の強化を図ること。（内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省）</p> </div> <p data-bbox="176 1331 264 1361"><b>（説明）</b></p> <p data-bbox="176 1367 327 1398"><b>《調査結果》</b></p> <p data-bbox="159 1406 1097 1474">平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの間の内部監査（会計監査）の実施状況</p>	<p data-bbox="1173 181 2105 250">け大臣官房会計課長事務連絡）等を出し、補助金の適正な執行について周知徹底を図った。</p> <p data-bbox="1122 300 2105 443">② 不適正な会計経理の指摘があった補助金についてのみ再発防止対策を講じていた 2 府省（総務省、厚生労働省）は、新たに全ての補助金を会計監査項目とし、交付決定や精算処理の状況を監査する等の措置を講じた。</p> <p data-bbox="1153 453 1290 483">&lt;総務省&gt;</p> <p data-bbox="1173 493 2105 638">補助金については、「平成 22 年次会計監査計画」（平成 22 年 10 月 19 日策定）において、新たに監査項目とし、不適正な会計経理の指摘があった補助金以外の補助金についても、交付決定や精算の処理が適切に行われているか監査を実施している。</p> <p data-bbox="1173 647 2105 754">また、内部部局に対する会計監査は、おおむね 5 年に 1 回の頻度で実施しているが、内部部局のうち補助金所管部局については、平成 23 年度以降、毎年度監査を実施することとしている。</p> <p data-bbox="1153 764 1346 794">&lt;厚生労働省&gt;</p> <p data-bbox="1173 804 2105 986">「一般監査指導の実施について」（平成 22 年 8 月 12 日付け会発第 0812 第 11 号大臣官房会計課長通知）等により、不適正な会計経理の指摘があった補助金以外の補助金についても新たに会計監査の監査事項とし、補助金の額の確定及び返納金の収納状況等について、平成 22 年 9 月から監査を実施している。</p> <p data-bbox="1122 1098 2105 1281">○ 8 府省のうち 7 府省（内閣府、宮内庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省）は、不適正な会計経理の問題を重点的に監査することを監査計画等に明確に定めるとともに、i）納品書等の徴収と保存の義務付け、ii）契約（納品）業者の帳簿との突合等の監査手法の充実を図った。</p> <p data-bbox="1153 1291 2105 1361">1 府省（消費者庁）は、速やかに監査計画に不適正な会計経理の問題を重点監査項目として定め、監査手法の充実を図る予定としている。</p> <p data-bbox="1153 1370 1290 1401">&lt;法務省&gt;</p> <p data-bbox="1173 1410 2105 1479">「会計経理の適正化について」（平成 22 年 9 月 10 日付け法務省会第 1682 号大臣官房会計課長依命通知）等において、内部部局及び地方支分部局等</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 近年、国の行政機関が自ら執行する物品や役務の公共調達で「預け金」等の不適正な会計経理の指摘等があった府省の大半は、当該指摘事項を内部監査（会計監査）計画等に監査の重点事項として明確に位置付けるとともに、監査手法を見直し（注）、内部監査（会計監査）を強化（5府省：国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）</p> <p>（注） 監査に必要な納品書等の5年間保存の義務付け、契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査の実施等</p> <p>○ また、他府省での指摘等を踏まえ、会計監査計画の重点項目に、「預け金」や「翌年度納入」などの不適正な会計経理を盛り込んでいる府省あり（4府省：公正取引委員会、財務省、文部科学省、防衛省）</p> <p>○ 上記以外の8府省では、特に不適正な会計経理の指摘等がないことなどから、基本的に従来からの監査事項や監査手法を継続しており、特段の措置を未実施（内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省）</p>	<p>に対し、物品等の調達においては、納入業者から納品書等の提出を求め、当該納品書等を3年間保存するよう指示するとともに、①不適正な会計経理の発生状況及びその防止策への取組状況等について監査すること、②監査の実施に当たっては、会計監査マニュアルを積極的に活用し、厳格かつ効果的な監査の実施に努めることについて指示し、監査の強化を図った。</p> <p>また、「不適正な会計経理に係る自庁監査の実施について」（平成22年9月10日付け法務省会第1683号大臣官房会計課長依命通知）において、内部部局及び地方支分部局等に対し、平成21年度の物品購入契約について監査を実施するよう指示したところであり、その際、事業者の協力を得た上で、物品の納入年月日、納入数量等を記載した調査票の提出を求め、当該調査票と監査対象機関が保有する関係書類を突合することにより、不適正な会計経理の有無を調査するよう指示した。なお、当該監査の結果については、現在、本省において取りまとめを行っている。</p> <p>&lt;外務省&gt;</p> <p>勧告を踏まえ、会計監査における重点事項として、「預け金」等の不適正な会計経理の有無について調査を行うこととし、平成22年度の監査計画を同年10月に改正した。</p> <p>同計画に基づき、平成22年度の会計監査において、事業者からの聞き取り調査、監査対象機関が保有する会計関係書類と事業者の帳簿類との突合等を実施することとしている。</p> <p>&lt;経済産業省&gt;</p> <p>「平成22年度監査方針」（平成22年7月27日大臣官房会計課長決定）等において、「預け金等の不適正な会計経理」に係る監査を重点監査項目とし、事業者の協力を得た上で、物品の納入年月日、納入数量等を記載した調査票の提出を求め、当該調査票と監査対象機関が保有する関係書類を突合することにより、不適正な会計経理の有無を調査している。</p> <p>また、特定の分野（補助金、委託費）に係る監査については、当該分野の専門知識を有する職員を監査担当者に加える等により内部監査の強化を図った。</p>

### Ⅲ 国の行政機関の会計経理等に関する通報要旨と関係府省における事実確認結果（回答）

本調査を行うに当たり、国の行政機関における不適正な会計経理等に関する問題情報を募集  
 通報のあった3件について、関係府省に事実確認を依頼した結果、以下のような回答があった。

通 報 要 旨	関係府省における事実確認結果（回答）
<p>A省のa機関では、工事経費の水増し請求等が行われており、是正すべき。</p>	<p>通報のあった工事経費について、関係書類の調査及び関係者からの聴取、工事現場の確認を行ったが、水増し請求等の事実は認められなかった。</p> <p>なお、従来から、本省内部部局、地方支分部局及び施設等機関の会計事務職員に対する定期的な研修や会計監査を行うなど契約事務等の適正化に取り組んできており、今後もこの取組を継続していくこととしている。</p>
<p>B省では、契約した事業において「翌年度納入」が行われており、是正すべき。</p>	<p>通報のあった平成19年度及び20年度に契約した13件の委託事業について、事実関係を調査した結果、20年度契約の3件において、成果物の翌年度納入があったことを確認した。</p> <p>今後の再発防止を図るため、当該委託事業の担当部局においては、委託契約について、①早期発注に努め、事業実施期間を十分に確保すること、②額の確定時に検査職員以外の職員が、成果物の現物確認を必ず実施することなどの指導・徹底を図るほか、職員一人一人に注意喚起を行うこととする。</p> <p>また、会計担当部局においては、平成19年3月に「委託事業の検査マニュアル」を作成し、職員が審査・確認すべき事項を示し、委託契約の精算時における実績報告書の審査の厳格化を図ってきたところであるが、今後の再発防止を図るため、委託事業の完了検査が集中する年度末に向け、本省各部局庁の経理担当実務者を対象とした研修を23年1月に開催し、当該マニュアルにより完了検査を厳格に実施することについて再度、周知徹底したほか、本省各部局庁の経理担当課長補佐に対し、同年2月に会議において注意喚起を行った。</p>
<p>C省のb機関では、職員が印紙を販売しその手数料を得ているが、国庫に納入すべき。</p>	<p>当該機関における印紙販売は、民間団体の職員が行っている事務で、その手数料収入も、全て当該団体の職員の人件費や国有財産の使用料等に充てられており、職員が印紙販売による手数料を得ているという事実はない。</p>